

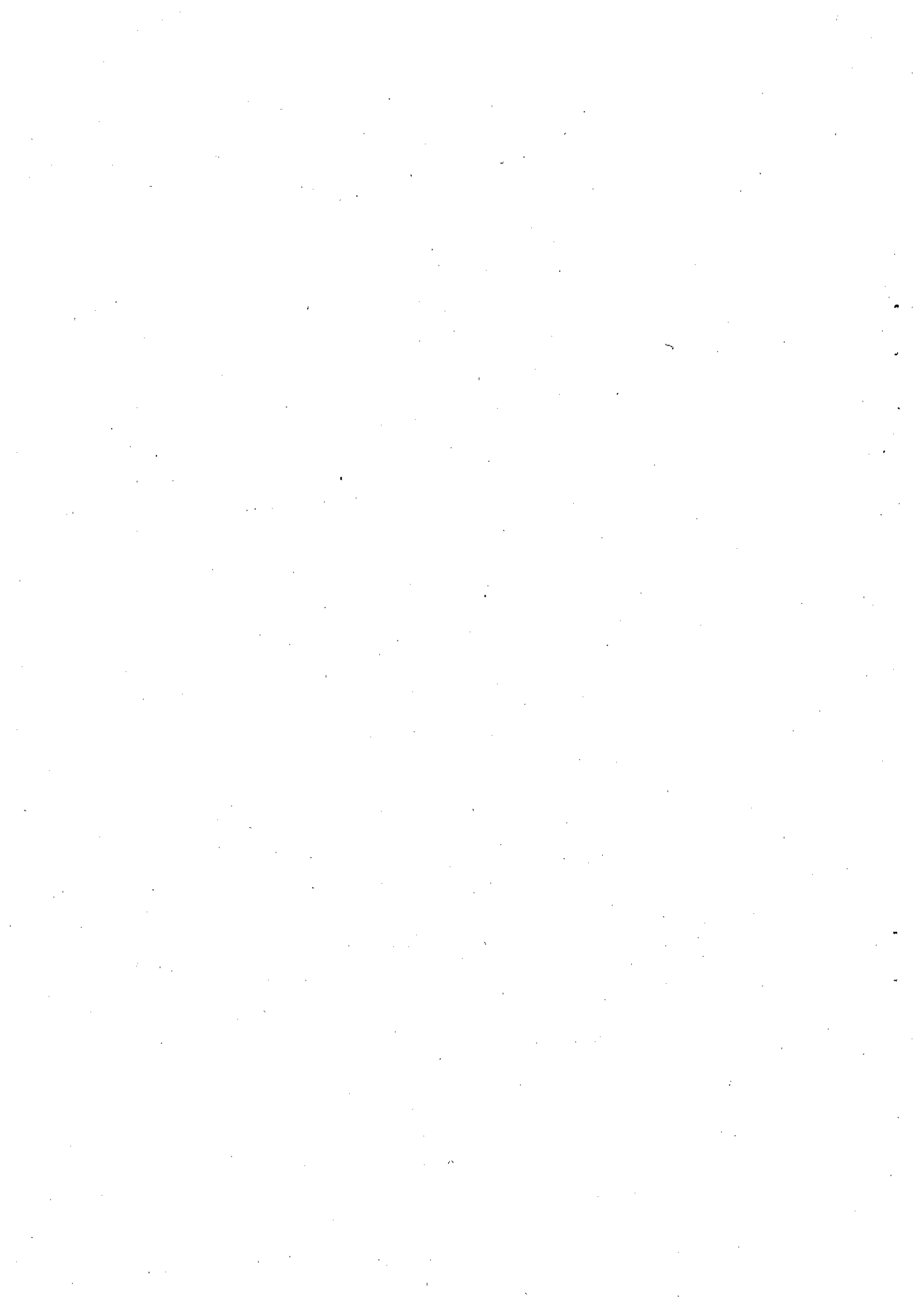
総務教育常任委員会資料

(平成27年5月20日)

〔件名〕

- ・とっとり元気づくり推進本部の設置及び第1回会議の開催について
【企画課】・・・1
- ・平成27年度第1回 県・市町村行政懇談会の結果概要について
【企画課】・・・3
- ・地方創生について
【企画課】・・・5
- ・「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の締結等について
【企画課】・・・15
- ・第55回、第56回関西広域連合委員会及び第8回関西広域連合協議会について
【企画課】・・・22
- ・全国知事会議の概要について
【企画課】・・・29
- ・中国地方知事会について
【企画課】・・・別冊
- ・「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の立ち上げについて
【企画課】・・・33
- ・とっとり県民活動活性化センターの公益財団法人化について
【鳥取力創造課】・・・35
- ・とっとり創生支援センターの開設について
【鳥取力創造課】・・・37

未来づくり推進局



とっとり元気づくり推進本部の設置及び第一回会議の開催について

平成27年5月20日
企 画 課

地方創生の旗手として県民が主役で担い手の県政を展開し、現場主義に基づく県政改革と、「顔の見えるネットワーク」の絆を力に、鳥取の元気づくりを推進するエンジンとして、下記のとおり「元気づくり推進本部」を設置することとし、4月21日（火）に第1回本部会議を開催しました。

1 趣旨

地方創生の旗手として、現場主義に基づく県政改革と、「顔の見えるネットワーク」の絆を力に、住んで、訪れてよかったと誇れる鳥取の元気づくりを推進する。

- ・鳥取元気プロジェクト チャレンジ70の進行管理
- ・地方創生総合戦略の策定・実行・進行管理
- ・その他地方創生を実現するための事項
(地方創生特区、政府機関の地方移転提案、地方分権改革に係る提案募集など)

2 本部体制

本部長 知事
副本部長 副知事、統轄監
本部員 教育長、病院事業管理者、企業局長、各部局長、各総合事務所長 ほか

3 本部の運営

鳥取元気プロジェクトチャレンジ70の推進にあたっては、市町村、団体、当事者など現場のご意見を十分に伺いながら、各部局において主体的かつ積極的に進めていく。

また、部局横断で重点的に取り組むべき事項について下記の10のチームを設け、取組を推進する。

〈設置するチーム（部局横断で重点的に取り組む事項）〉

| チーム名 | チーム長 | 事務部局 |
|------------------------|------|-----------|
| 子育て王国とっとり実現チーム | 副知事 | 福祉保健部 |
| いきいき長寿鳥取県推進チーム | 副知事 | 福祉保健部 |
| 輝く女性活躍支援チーム | 副知事 | 地域振興部 |
| 正規雇用1万人創出チーム | 統轄監 | 商工労働部 |
| 食のみやこ戦略チーム | 統轄監 | 農林水産部 |
| 国際交流拠点とっとり推進チーム | 統轄監 | 文化観光スポーツ局 |
| IJUターン4千人・とっとり暮らし推進チーム | 副知事 | 地域振興部 |
| 魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム | 統轄監 | 地域振興部 |
| 障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム | 統轄監 | 福祉保健部 |
| 県民目線の県政改革断行チーム | 副知事 | 総務部 |

※各チームにおいては、市町村、団体、当事者など現場のご意見を十分に聴くとともに、キックオフ会議を開催するなど、目標達成に向けた具体施策の練り上げに着手している。

とっとり元気づくり推進本部について

本部体制

本部長:知事 副本部長:副知事、統轄監
本部員:教育長、病院事業管理者、各部局長、各総合事務所長 等

- 地方創生の旗手として、現場主義に基づく県政改革と、「顔の見えるネットワーク」の絆を力に、住んで、訪れてよかったと誇れる鳥取の元気づくりを推進する。

- 鳥取元気プロジェクト チャレンジ70の進行管理
- 地方創生総合戦略の策定・実行・進行管理
- その他地方創生を実現するための事項
(地方創生特区、政府機関の地方移転提案、地方分権改革に係る提案募集など)

- チャレンジ70の項目の推進について、各部局において積極的に進め、部局横断で重点的に取り組むべき事項については、10のチームを設けて取組を検討・推進する。
併せて、県民が主役で担い手の県政を展開して、改革と絆で元気をつくり出す。

※ 各チームの体制 民間メンバーの参画や、民間メンバーを含む他の会議との連携など、民間との協働連携による検討・推進体制とする。

【平成27年度の進め方】

| 時期 | 内容 |
|--------|--|
| 4月 21日 | 本部の立ち上げ、各チームの取組方針の確認 ※速やかに取組をスタート |
| ～ 9月 | 地方創生総合戦略の検討 鳥取元気プロジェクトに沿った取り組み検討・推進 |
| 10月 | 地方創生総合戦略の策定 |
| ～ 12月 | 平成28年度事業の練り上げ(地方創生総合戦略、鳥取元気プロジェクト) |
| 1月～ 3月 | 地方創生総合戦略、鳥取元気プロジェクトの取り組みの進行管理 本部及び各チームの取組・課題の点検、次年度に向けた方針確認 |

とっとり元気づくり推進本部

部局横断で重点的に取り組む事項については10チームを設ける。

人を元気に

- 鳥取の宝である人、一人ひとりを地域で支えるチャレンジを実現
【設置チーム】
- ・子育て王国とっとり実現チーム
 - ・いきいき長寿鳥取県推進チーム
 - ・輝く女性活躍支援チーム

産業を元気に

- 地域の大黒柱である産業と雇用を守るとともに、豊かな自然が育んだ食のみやこ県産品の販路拡大、大交流のさらなる進展を実現
【設置チーム】
- ・正規雇用1万人創出チーム
 - ・食のみやこ戦略チーム
 - ・国際交流拠点とっとり推進チーム

まちを元気に

- 地域が花開く魅力あふれる鳥取県を創るため、移住を引き込み、中山間地やまちなかのにぎわい創出を実現
【設置チーム】
- ・JUターン4千人・とっとり暮らし推進 チーム
 - ・魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム
 - ・障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム

県政改革と絆で元気に

県民参画と現場主義に基づく県政改革と、「顔の見えるネットワーク」の絆を力に、住民の力で地域を動かす「鳥取力」を活かして、鳥取元気プロジェクトを実行

〈県民が主役で担い手の県政推進組織〉

- パートナー県政推進会議
- とっとり創生若者円卓会議
- 経済・雇用振興キャビネット
- 国際リゾート鳥取推進会議
- 子育て王国とっとり会議
- 情報アクセスコミュニケーション研究会
- 食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議
- 輝く女性活躍加速化とっとり会議

など

【設置チーム】

- ・県民目線の県政改革断行チーム

平成 27 年度第 1 回 県・市町村行政懇談会の結果概要について

平成 27 年 5 月 20 日
企 画 課

平成 27 年 5 月 12 日（火）に「平成 27 年度第 1 回 県・市町村行政懇談会」を開催し、知事と市町村長が、主に地方創生を進めるあたり連携して取り組む事業について意見交換を行った。

- 1 開催日時 5 月 12 日（火） 10:00～11:40 頃
- 2 場 所 県庁講堂
- 3 出席者 各市町村長※、知事、副知事、統轄監、各部局長、教育長 など
※岩美町、日吉津村、日南町、日野町は代理出席

4 議題

(1) 意見交換

① 地方創生の推進について

…地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定、国家戦略特区の提案、政府関係機関の地方移転に係る提案等に係るアイデア（県提案）

<関連する提案>

・政府機関の地方移転に係る積極的な提案（鳥取市）

② 少子化対策の強化について

…第 3 子以降保育料の無償化、小児医療費を 18 歳まで拡大（県提案）

③ 移住定住の促進について

…移住定住の受入体制づくり、鳥取県版 C C R C の推進方策の検討、情報発信の強化（県提案）

<関連する提案>

- ・移住定住者への相談・受入体制整備等のための移住定住推進交付金の拡充（鳥取市、岩美町）
- ・移住・定住者の住宅確保策（若桜町）
- ・集落と協働した危険家屋の撤去、移住希望者への土地提供等に係る制度創設（大山町）

④ 観光振興について

<関連する提案>

- ・竹内南地区化客船ターミナルを起点とした外国人観光客受入態勢整備（境港市）
- ・若桜鉄道を活用した地域活性化、観光振興（若桜町、八頭町）
- ・病気・事故等に遭遇した外国人観光客の相談窓口設置（伯耆町）

(2) その他

① 地方教育行政法の改定に伴う総合教育会議の設置等について

…教育行政の基本的方針を「大綱」として、首長が教育委員会と協議して定めること等とされた改正地方教育行政法の説明概要

② 子どもの貧困対策について

…県子どもの貧困対策推進計画の推進及び目標の達成に向け、市町村と連携・協力しながら、子どもの貧困関連施策の充実を図る旨の要請

③ 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の改正について

…鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるために行った、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の改正の周知要請

5 意見交換

地方創生の取組について、県と市町村で今後とも強力に連携して進めていくことを確認した。また、「第3子以降の保育料無償化」と「18歳になった年度末までの小児医療費助成の拡大」について、全市町村から大筋の了解が得られたので6月補正予算編成に反映することとなった。その他主な意見は次のとおり。

①少子化対策の強化（第3子以降の保育料無償化、小児特別医療費助成の拡大）について

- 第3子以降の保育料無償化において、所得制限をかけた場合県補助の対象外となるのはいかなるものか。
- 家庭での保育も重要であり、家庭保育にも支援があっても良いのではないか。
- 少子化対策の強化については異論がないが、地方創生は地方がやるばかりではないはず。市町村の体力にも限界がある。全国知事会としても国にしっかり働きかけてもらいたい。

【県の考え方】

- ・第3子以降の保育料無償化は、所得制限なしの方が少子化対策だけでなく移住施策としてもアピールできると考えているが、市町村が所得制限をかけた場合も県補助の対象とすることについて検討する。
- ・子ども・子育て支援新制度には、家庭保育は組み込まれておらず、今後国へ要望すべきことがあれば要望し、一方で自ら知見を集めて新年度に向けて検討する。
- ・全国知事会でも同様の議論をしており、国策として子育て支援に取り組むよう国へ要望する。

②CCRCの推進について

- 介護保険に係る市町村負担の増加が心配。県でもこのあたりを検討してほしい。
- 単独の市町村がディベロッパーと組んで進めるのが良いかなど、進め方に戸惑いがある。
- 高齢者に来てもらえばその子どもも来るなど若者も増えるという過去の経験から、是非取り組んでみたい。

【県の考え方】

- ・高齢者の地方回帰を促進する住所地特例の制度の拡充など国に要望をしていく。
- ・CCRCの推進にあたっては、まずはやってみようという市町村をモデル的に応援していく。

③「しごと」づくりについて

- まち・ひと・しごとのうち、「しごと」が大変。企業誘致は無理でも、地場産業の振興に取り組んでいきたい。
- 移住を進めるには、子育て支援の充実があっても「しごと」が無いと難しい。
- 小さな市町村では「しごと」づくりが難しい。

【県の考え方】

- ・中小企業振興の充実や正規雇用の創出、中山間地域への企業立地の誘導等について、6月補正で関連予算を出したい。

地方創生について

平成27年5月20日
企画課

1 将来人口推計の公表

(1) 人口減少の状況

平成24年1月、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）は、日本の人口は、2008年をピークに人口減少局面に入り、このまま現状が続けば、2050年には9,708万人の水準まで減少すると公表した。

また、平成25年3月の社人研の発表では、2040年の鳥取県の推計人口は約44万人と公表された。

(2) 日本創生会議の発表

平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」は、地方の人口減少と東京一極集中の弊害、さらに「消滅可能性自治体リスト」を公表した。

○消滅可能性自治体…鳥取県は4市、湯梨浜町、日吉津村を除く13町が該当

- ・少子化と人口減少が止まらず、存続が危ぶまれる全国の市区町村は896（全国の49.8%）。
- ・2010年からの30年間で、20～39歳の女性の人口が5割以上減少することが指標。

2 国における地方創生に向けた取組

(1) これまでの主な国の動き

① まち・ひと・しごと創生本部の設置

平成26年9月3日、第2次安倍改造内閣が発足、内閣府特命担当大臣（地方創生）に石破茂前幹事長が就任。併せて、人口急減・超高齢化という大きな課題に政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という）」が閣議決定により、同日設置された。

② まち・ひと・しごと創生法の制定

同年11月、地方創生を推進していくために、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、創生本部が法定化された。

③ まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の策定

法制定に基づき、国、都道府県、市町村は2060年を見据えた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という）」と2015年度から2019年度までの5か年の重点施策を盛り込んだ「地方創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）を策定することとされた。

④ 補正予算による財政支出

国は地方自治体を支援するため、平成26年度補正予算で4,200億円の交付金を創設。

(2) 長期ビジョンと戦略の概要

国は、昨年12月末、「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定済。都道府県、市町村も平成27年度中に策定することとされた。

なお、国が昨年未策定した「長期ビジョン」と「総合戦略」の概要は、以下のとおり。

① 長期ビジョンの概要

長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来（2060年）の姿を示し、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

<3つの基本的視点>

- ア 「東京一極集中」の是正
- イ 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ウ 地域の特性に即した地域課題の解決

- ⇒若い世代の希望が実現すると、出生率が1.8程度に上昇する。
(参考 平成25年の出生率：国1.43、鳥取県1.62、全国第7位)
- ⇒人口減少に歯止めがかかると、2060年には1億人程度の人口が確保される。
- ⇒人口の安定化と生産性向上が図られると、実質GDP成長率が1.5～2%程度に維持される。

<地方創生が目指す方向>

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた国際都市への発展を目指す。

② 総合戦略の概要

総合戦略は、長期ビジョンの3つの基本的視点や地方創生の目指す方向を踏まえて、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

<基本的な考え方>

1 人口減少克服と地域経済縮小の克服

2 まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

- ・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

- ・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
- ・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

- ・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

(3) 国の財政支援

① 平成26年度補正予算の計上

平成26年度補正予算で地方創生の先行的実施に向け地方公共団体を支援する交付金を創設

- ・総額：4,200億円(地方消費喚起・生活支援型2,500億円、地方創生先行型1,700億円)

⇒地方創生先行型について、本県では13億円が基礎分として交付され、2月臨時議会で予算化。

② 平成27年度当初予算の計上

総合戦略を踏まえて、7,225億円を計上し、補正予算において措置した先行的支援として計上した3,275億円と併せると1兆円超。

- ・地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に1.0兆円を計上。

⇒本県では、当初予算に220億円を計上。

3 本県の地方創生に向けたこれまでの取組み

国の動きを受けて、県は市町村、関係機関等と連携の上、平成27年10月を目途に地方人口ビジョン及び県版地方創生総合戦略の作成に向けて取り組んでいる。

(1) 県の市町村への支援体制

▶県版地方創生コンシェルジュ

平成26年12月、市町村の戦略の策定等、地方創生の取組等を支援するため、県の窓口新たに市町村ごとに19名の「県版・市町村コンシェルジュ」が任命され、全市町村の支援に当たっている。

(2) 市町村等関係機関と連携した検討体制

ア 鳥取創生チーム会議

平成27年1月、県と市町村が連携・協力して地方創生に向けた取組を推進するため、東部、中部、西部の各圏域に地方創生の議論の場として設置され、現在まで県域ごとに会議を開催。

今後も引き続き、会議を開催する予定。(商工、金融、農林、大学、NPO等、各団体が参画)

- ・開催実績：7回(東部3回、中部2回、西部2回)

イ とっとり創生若者円卓会議

平成 27 年 3 月、各分野で活躍されている次世代を担う方々の意見、実効性の高いアイデアを地方創生総合戦略に取り入れることを目的に設置し、これまで 2 回（3 月、4 月）開催、今後も提案を重ねて、7 月末を目途に提案を取りまとめる予定。

ウ とっとり創生支援センター

官民一体となった地方創生の取組を推進していくため、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと共同で設置して、東部・中部・西部の 3 箇所民間団体等の提案を受け付けている。

(3) 鳥取県地方創生総合戦略の策定

なお、平成 27 年 3 月、これまでの市町村や関係団体との意見交換等を反映させて鳥取県の地域性や特色を盛り込んだ骨子を策定。

注) 今回の総合戦略は、県の様々な施策の中で人口減少対策、地方創生を実現するための重点施策を取りまとめて戦略としたもの。

① 地方人口ビジョンの検討

ア 鳥取環境大学との連携

鳥取環境大学と連携の上、社人研の同様の方法で、2013 年を基準とした社人研より新しい数値を用いて推計を実施。

イ 将来人口推計・人口シミュレーション

- ・県による将来人口推計の公表（平成 26 年 11 月）
- ・県による将来推計人口のシミュレーションの公表（平成 27 年 2 月）

ウ 推計結果の概要

- ・2040 年の推計人口は、455 千人と社人研の推計に比べて 14 千人多い。
 - ・若年女性人口（20～39 歳）の減少率は、△37.4%、（日本創生会議の推計：46.9%）。
- ⇒ 今後、ビックデータの活用、アンケート調査を行い、内容を充実させていく。

② 地方創生総合戦略の策定

総合戦略骨子の作成にあたっては、市町村・関係機関等からの意見聴取等を実施した。

- ・県・市町村行政懇談会の開催（2 回：平成 26 年 8 月、11 月）
- ・県政参画電子アンケートの実施（12～1 月）409 名から回答
- ・鳥取創生チーム会議の開催（東部 3 回：1 月、2 月、3 月、中部 2 回：1 月、2 月、西部 2 回：1 月、2 月）
- ・若者円卓会議（3 月）等

4 今後のスケジュール

本年、4 月に設置した元気づくり推進本部の検討を併せて、市町村をはじめ鳥取創生チーム会議、若者円卓会議等、関係機関の意見を聞きながら、オール鳥取県で本年 10 月を目途に戦略を策定する。

<スケジュール>

| 時期 | 主な取組事項 |
|-------------|--|
| 5 月下旬 | ○鳥取創生チーム会議（東・中・西部）による意見交換会の開催 |
| 7 月～ 8 月 | ○元気づくり推進本部の開催と各チームの検討による戦略への反映 ○民間団体等との意見交換の開催と戦略への反映 ・市町村戦略内容との調整、施策への反映 等 ・鳥取創生チームの意見等の反映 ・若者円卓会議からの提言 ・庁内若手タスクフォースからの提言 ○パブリックコメントの実施 |
| 9 月 | ○9 月議会 ・総合戦略（案）の提示 |

鳥取県の地方創生総合戦略

骨子

平成27年3月

鳥取県の地方創生総合戦略 骨子について

1 位置付け

平成27年2月12日に開催された鳥取県議会全員協議会に示した「鳥取県の地方創生総合戦略に盛り込むべき事業例（素案）」を基に、県議会での議論や鳥取創生チームにおける市町村等との意見交換を通じた意見を盛り込み、現時点での今後取り組むべき施策などを解りやすく表現したものである。

この骨子を基に新年度から幅広く意見交換を行い、平成27年の秋を目途として県版の地方創生総合戦略の成案を策定する。

2 構成

本県の強み・特性を踏まえて、次の3分野を設定。

- I 大いなる自然の恵みに生きる
- II ぬくもりの絆に生きる
- III ゆったり刻む時を生きる

I 大いなる自然の恵みに生きる

鳥取県には、都会には無い豊かな「自然」があります。

鳥取砂丘や浦富海岸をはじめ世界に認められた山陰海岸ジオパーク、自然体験の地としての大山・三徳山などの豊かな自然と、その自然が育ててきた高品質な農林水産物は鳥取の大きな魅力となっています。

これらの世界に誇る本県の自然や地域の魅力を活かして、鳥取の元気をつくります。

1 観光・交流

自然を活かして観光資源の魅力を向上させるとともに、多様なニーズに対応した受入れ環境を整備し、観光・交流を拡大します。

【具体的な取組例】

- ・ 山陰海岸ジオパークや大山・三徳山などの豊かな自然とともに食や温泉を楽しめる滞在型観光・周遊観光の推進
- ・ 大山開山1300年や国際シンポジウムの開催等を契機とした戦略的な情報発信と観光誘客
- ・ 鳥取ならではのエコツーリズム・スポーツツーリズムを推進する体験メニューの造成と受入れ態勢の整備
- ・ 多様な旅行形態の個人旅行者へ対応する、鳥取の観光の魅力を届ける情報発信と誘客キャンペーン、着地型の観光メニュー造成など対応強化
- ・ 外国人観光客に対応したWi-Fi整備・観光二次交通の充実・多言語対応、買い物の利便性の向上や宗教上の対応など受入れ環境の整備
- ・ 鳥取県が誇る食材やまんがコンテンツを活用したクールジャパンの取組による誘客の促進
- ・ スポーツイベントや合宿の誘致、鳥取の自然を活かした教育旅行の誘致を拡大

2 農林水産業

農林水産物の高付加価値化や基盤の強化、販路の拡大を進め、農林水産業の収益性を高めるとともに、新規就業者を増やします。

【具体的な取組例】

- ・ 新品種の開発や新技術の開発、健康維持につながる機能性食品の開発など、農林水産物の高付加価値化の推進
- ・ 収益性の高い畜産経営を目指す酪農基幹牧場の整備や、原木搬出量の増加につながる搬出道の整備と機械化など、産地力強化につながる基盤の強化
- ・ 新規就業者の増加対策と定着に向けた取り組みの推進、女性・企業などの多様な担い手の育成・参入の拡大
- ・ 豊かな農林水産物と県内技術（シーズ）を結びつけた商品開発など6次産業化・農商工連携の推進
- ・ 東南アジアなど成長著しい海外市場をターゲットとした農林水産物・加工品の輸出拡大
- ・ トップブランドの創出など食のみやこ鳥取ブランドの情報発信や首都圏・関西圏等での販路拡大
- ・ 農林水産物や食文化など地域の魅力を活かしたふるさと名物の開発・販路開拓の推進

3 エコスタイル

鳥取の自然を癒やしの場や教育の場として活用するとともに、自然環境に配慮した地域をつくります。

【具体的な取組例】

- ・ 「森のようちえん」をはじめとした、本県の自然の中で遊び学ぶ、魅力ある子育て・教育の推進
- ・ 農林水産物や水など里山資源を有効活用した経済活動の活性化
- ・ 森林セラピーなど豊かな森林自然を活かした癒しの地域づくり
- ・ 自転車道の充実やガイド育成など自然を活かした観光誘客につながる受入れ環境の整備
- ・ 木質バイオマスや温泉熱・風力・太陽光など自然エネルギーの利活用
- ・ 再生可能エネルギー等を活用した電力や熱を効率的に供給する取組の推進

Ⅱ ぬくもりの絆に生きる

鳥取にはあたたかい人と人との強い「絆」があります。

ボランティア活動への参加率が高く、人と人、人と地域との結びつきが強い「顔の見えるネットワーク」が存在しています。

こうした本県の強い絆を活かしながら、子育てしやすい環境づくりや人材育成を進めるとともに、共に生きる社会をつくれます。

1 出会い・子育て

出会いから結婚に至るまでの総合的な支援を充実するとともに、子育て世代の負担を軽減するなど安心できる子育て環境を整備し、子どもを産み育てる希望が叶う社会をつくれます。

【具体的な取組例】

- ・ 市町村と連携した保育・医療など子育て世代の経済的な負担の軽減
- ・ 妊娠期から子育て期までの支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの整備
- ・ 結婚希望者の希望が叶い未婚化・晩婚化の解消につながる結婚の出会いの場づくりと情報提供
- ・ 妊産婦が地域で安心して出産に臨むことができる環境の整備
- ・ 住民ニーズに基づく円滑な保育園・幼稚園・認定こども園の体制充実と、市町村と連携した保育士等の加齢など保育サービスの充実
- ・ 子どもの看護休暇取得の促進や病児・病後児保育の拡充
- ・ 共生ホームの拡大など地域で子育てする体制の充実
- ・ 学校支援ボランティアなど子どもの成長を地域全体で支える環境づくり

2 人財とっとり

地域の将来を担う人材育成を推進するとともに、多様な主体が地域に誇りと愛情を持ちながら生き生きと活躍する社会をつくれます。

【具体的な取組例】

- ・ 県内企業のニーズに対応した技術・技能を中心とした人材育成・確保の推進
- ・ 企業インターンシップの実施などキャリア教育による、社会的に自立するための基盤となる能力の育成や、県内企業・産業への理解を進め、ふるさとへの発展に貢献できる人材の育成
- ・ 地域と連携・協働した教育環境の充実
- ・ 地域に誇りと愛情を持ち、地域への貢献につながるふるさと教育の推進
- ・ ICTを活用した協調学習やアクティブラーニングなど質の高い教育の推進
- ・ 地元大学の機能強化・魅力づくり、県内大学生の地元就職への支援
- ・ 若者・女性・高齢者・障がい者など多様な主体が健康でいきいきと活躍できる環境づくり
- ・ ボランティア活動などの希望者と団体やNPOなどとのマッチングによる活動の拡大

3 支え愛

多様な主体が共に支え合うことで笑顔のあふれる安心な地域をつくれます。

【具体的な取組例】

- ・ 人と人との絆やコミュニティにより元気で安心をつくる支え愛運動の推進
- ・ 障がいを知り共に生きるあいサポート運動の更なる拡大
- ・ 地域コミュニティが主体となった防災・防犯活動の推進
- ・ 農山村体験や集落環境保全活動への参加など中山間地と都市住民との交流拡大
- ・ 企業等と連携した買い物や生活サービスなど多機能なサービス拠点の創出
- ・ 地域の実情を踏まえた多様な生活交通ネットワークの構築
- ・ 廃校など遊休施設を活用した新たな地域コミュニティの拠点づくり

Ⅲ ゆったり刻む時を生きる

鳥取には心豊かな暮らしを実現できる「時」があります。

住まいと働く場が近いことにより、生活時間の余裕が持てる「スローライフ」など、魅力ある生活スタイルが実現できます。

こうした暮らしができる本県の魅力を全国へ発信し、都会からの人の流れをつくり出すとともに、産業振興・雇用創出や魅力あるまちづくりを進めます。

1 移住・定住

魅力向上と受入れ環境の充実、及び情報発信の強化などにより移住を拡大させるとともに、県出身の若者などのUターン促進や新たな移住形態を促進します。

【具体的な取組例】

- ・ 移住希望者の暮らしに対する総合的支援の充実
- ・ 多様な移住ニーズに対応する移住相談体制の充実
- ・ 都市部の若者に対してとっとりの暮らしの魅力伝える戦略的な情報発信
- ・ 国内外のアーティストや専門の人材など多様な人材の移住促進
- ・ 地域住民や団体による移住者を支えるネットワークづくりの促進
- ・ 県外学生のUターンにつながる就職情報提供の充実や企業インターンシップの推進
- ・ 既存住宅の活用によるお試し住宅や地域活動の拠点としての利用促進・地域景観の保全
- ・ 鳥取県版CCRC「いきいき長寿の里」づくり

2 働く場

企業の様々な挑戦への支援充実など県内産業の成長を促すとともに、人材育成や的確な情報提供により就業を促進します。

【具体的な取組例】

- ・ 次世代デバイスや医療機器、ICT活用など新たな成長産業の創出
- ・ 産学金官の連携による新産業の創出や新分野への進出拡大の促進
- ・ 県内中小企業の経営革新及び新事業展開に対する各企業の成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援
- ・ 金融機関や支援機関等と連携した創業支援、円滑な事業継承など総合的かつ集中的な支援の推進
- ・ 国内外の新たな需要獲得に向けた商談会や物産展の開催、情報の収集・提供などによる商圏拡大の推進
- ・ 地域への波及効果、産業集積の活用、国内外の経済情勢への対応などを考慮した戦略的な企業誘致の推進
- ・ 高度・専門的な技術をもつ人材のIJUターンの促進
- ・ 国と県の就業支援機関の集約など国の機関との一体的運営を通じた雇用の拡大
- ・ 人材不足業種に対する的確な情報提供、イメージアップ、処遇改善等を通じた雇用ミスマッチの解消
- ・ 双方向の就職情報提供による企業と学生とのマッチングの促進
- ・ 企業向けセミナーや就業者への相談対応等を通じた仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進

3 まちづくり

まちのにぎわいの創出や拠点の形成を行うとともに、アートや伝統文化などを活かした地域の活性化を促進します。

【具体的な取組例】

- ・ 魅力あるまちの玄関口（駅前商店街、空の駅）づくりや中心市街地等に若者が集うにぎわいの創出
- ・ 道の駅や空き校舎などを活用した小さな拠点づくり
- ・ アートにより地域の誇りを育み人を呼び込む「アートピアとっとり」の創造
- ・ 地域に伝わる伝統芸能活動や文化遺産等地域資源の活用による地域内外との交流を通じた地域振興
- ・ 光ファイバー網や携帯電話高速データ通信環境など高速情報基盤の整備
- ・ 圏域内や県外との地域間連携の推進

(参考資料)

鳥取県将来推計人口の試算

1. 鳥取県の将来推計人口

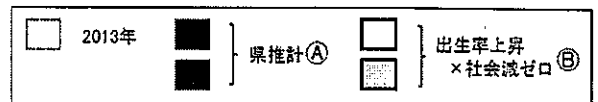
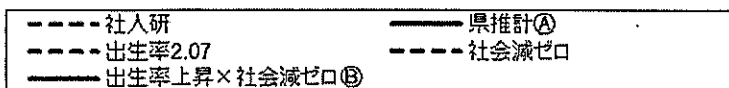
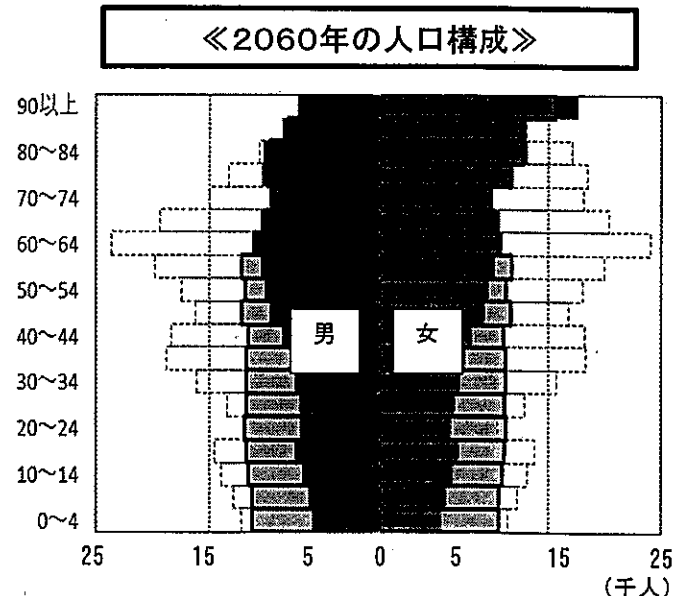
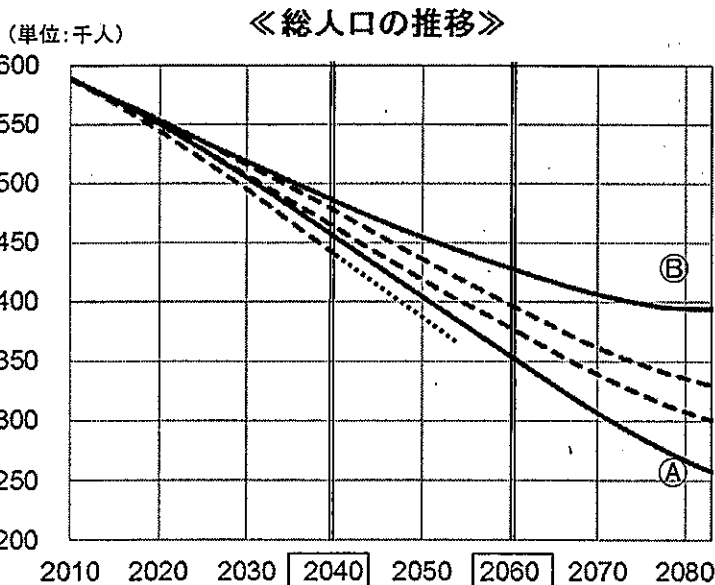
国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)と同様の方法で、2013年を基準とした社人研より新しい数値を用いて推計を実施。

| | | | |
|------|---|---|----------------------------------|
| 推計条件 | ① 基準人口: 2013年10月1日現在(鳥取県年齢別推計人口) | } | (2040年)455千人 (2060年)354千人 } ① |
| | ② 合計特殊出生率: 1.62(2013年数値)が今後も続くと仮定 | | |
| | ③ 社会移動の状況: 直近5年間の社会移動が今後10年かけて半減 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・移動の基準期間…2008~2013年(社人研: 2005~2010年) ・遞減方法…今後10年かけて移動率を約0.5倍に遞減し、その後一定(社人研と同様) | | |

2. 将来推計人口のシミュレーション結果

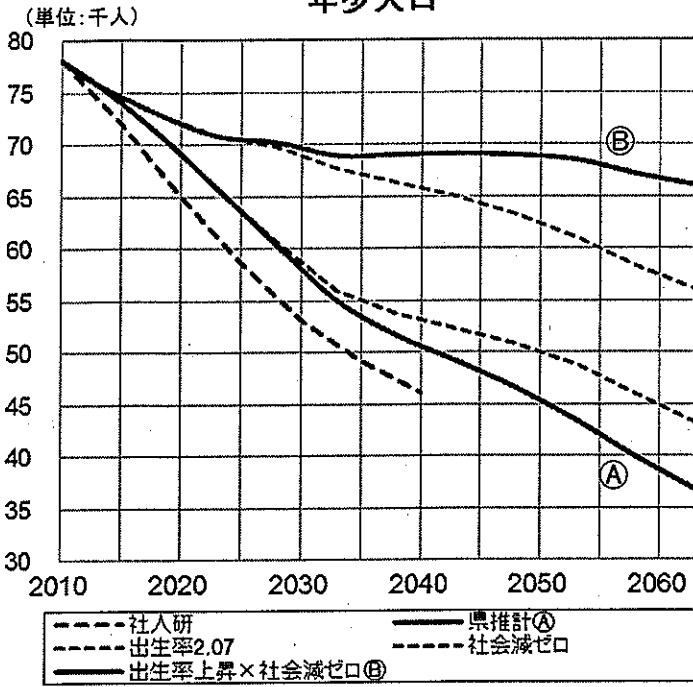
1の推計をもとに、推計条件(出生率と社会移動の状況)を変化させたシミュレーションを実施。

| | |
|---|----------------------------------|
| 合計特殊出生率が上昇した場合 (2013年: 1.62 → 2020年: 1.8 → 2030年: 2.07[国目標より10年前倒し]) <参考: 国の出生率設定>: 1.6程度[2020年] → 1.8程度[2030年] → 2.07[2040年] | (2040年)476千人 (2060年)397千人 |
| 10年後に社会減がなくなった場合 (2023年にかけて移動率を約0.5倍に遞減し、2023年以降は社会増減ゼロ) | (2040年)463千人 (2060年)377千人 |
| 合計特殊出生率が上昇、かつ10年後に社会減がなくなった場合 | (2040年)485千人 (2060年)428千人 } ② |

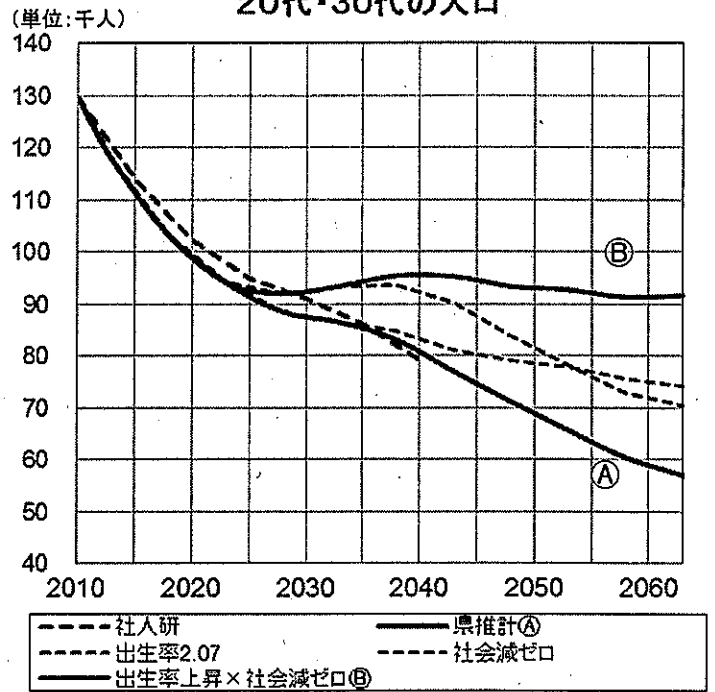


＜参考：人口シミュレーションの結果概要＞

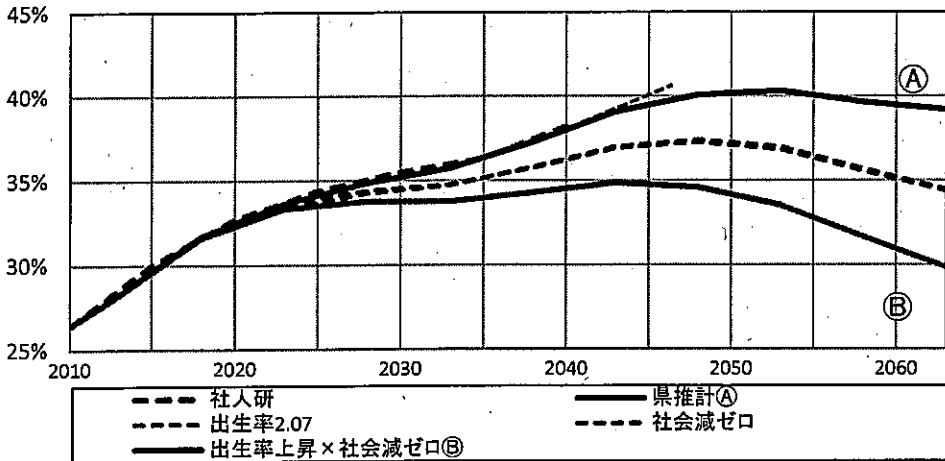
年少人口



20代・30代の人口



高齢化率の推移

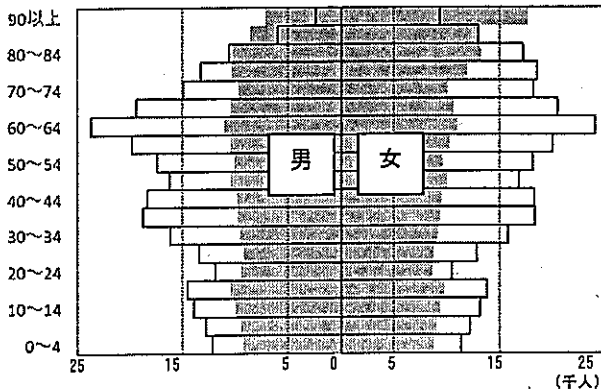


《2060年の人口構成》

＜合計特殊出生率が上昇した場合＞

総人口: 397千人

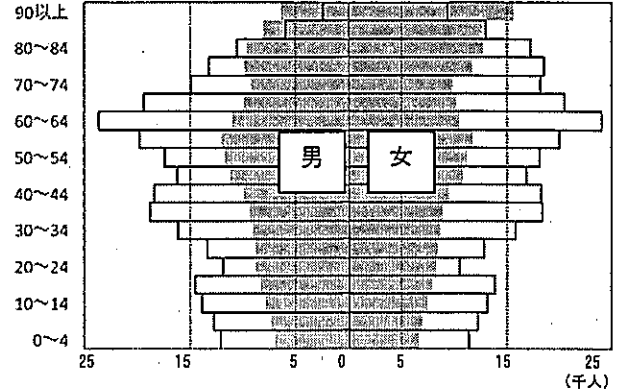
※実線 2013年



＜10年後に社会減がなくなった場合＞

総人口: 377千人

※実線 2013年



「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の締結等について

平成27年5月20日
企 画 課
教 育 総 務 課

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、教育協働会議における議論を踏まえ、平成27年度の教育振興協約を締結しました。

1 協約の締結状況

- ・日 時 3月24日(火) 午後3時30分～午後4時15分
- ・場 所 第4応接室 (県庁本庁舎)
- ・出席者 鳥取県知事 平井 伸 治
鳥取県教育委員会委員長 中島 諒 人

2 平成27年度協約改訂のポイント

(1) 主な新規・追加項目

- ・小中9年間の系統性のあるカリキュラム作成など、学校と地域との協働・連携により、小中一貫教育を推進する。
- ・郷土ととりに愛着と誇りを持った人材の育成により、ふるさと教育を推進する。
- ・キャリア教育推進計画の作成支援等を行うスーパーバイザーの配置や取組を支援する企業の認定などを通じて、全ての県立高校でのキャリア教育を推進する。
- ・特別支援学校への定着支援コーディネーター配置により、特別支援学校生徒の職場定着を推進する。
- ・業務改善に取り組んだモデル校の成果を他学校へ横展開し、教職員の多忙感解消に向けた取組を推進する。
- ・ICTを活用して卓越した教科指導等を行うエキスパート教員の認定や、ICTを活用した教材やエキスパート教員の授業映像の配信・共有により、教員が学び授業を高め合う仕組みを構築する。
- ・低所得世帯やひとり親家庭等の子どもに対する放課後や土曜日等を活用した学習支援の取組を充実する。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等を活用した学級づくり・人間関係づくりの取組により、安心して学べる学校教育を推進する。

(2) 指標の主な追加項目

- ・学校支援ボランティアの登録者数が前年度を上回ること
- ・エキスパート教員の数が前年度を上回ること
- ・全ての県立高校で体系的なキャリア教育推進計画を作成すること

3 今後の予定

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(H27.4.1施行)に基づく総合教育会議を、知事が設置する。(教育協働会議のスキームを引き継ぐ)
- ・総合教育会議では、知事と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う。(今般締結した教育振興協約を、中長期的な「教育振興基本大綱」と毎年度の「教育振興プラン」とに再編することを検討する。)

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、互いに協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんと一緒に、子どもたちの未来のための教育振興施策（以下「施策」という。）に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

私たちは、鳥取県教育振興基本計画に基づき施策を推進します。平成27年度においては、特に以下の内容に重点的に取り組むこととして、着実な成果を目指します。

(1) 全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」

①校種を超えた鳥取発スクラム教育の全県展開

ア 学校と地域が一緒に子どもを育てる体制づくりの推進

地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラムを作成する市町村を支援します。

イ 授業改革の推進

子どもの主体的・協働的な学びを目指すため、少人数学級の取組を基盤とし、課題解決的な学習や小学校から中学校までの9年間を通じた学力向上につながる授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を指定し、その成果を全県に普及します。また、高校でのアクティブ・ラーニング型の授業実践を発表し合う「学びの文化祭」を開催し、その成果を全県に普及します。さらに、学校図書館の活用により、児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、県立図書館に「学校図書館支援センター」を全国で初めて開設し、学校教育をバックアップします。

ウ 小中高連携による教科指導の体制づくり

県内に設置した6つのモデル地区（ツリー）で、小中高が英語又は数学の教科指導を通して連携し、小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制のモデルづくりに取り組みます。

エ 教員の指導力の向上

新たなエキスパート教員を認定するとともに、中学校区等での学校の枠を超えた指導や教員が互いに学びあう風土をつくるため、中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組みます。

②幼保小連携の推進

豊かな自然を生かすなどした遊びきる子どもの育成や、小学校教育との連携による円滑な接続等を図ることを目指して作成した「幼保小連携カリキュラム」を全県に普及するため、実践例をわかりやすくまとめた動画等を作成し、幼稚園・保育園・認定こども園等における教職員の指導力向上の研修等に活用し、幼児教育の充実に取り組めます。

③グローバル化に対応した英語教育の推進

グローバル化に対応した教育環境づくりや、2020年の新学習指導要領の全面実施に対応する英語科教員の指導力を向上するため、教員研修を充実します。また、子どもたちの外国に対する興味・関心と英語によるコミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手（ALT）の配置増や海外留学・海外体験への支援の充実などに取り組むほか、とっとりイングリッシュクラブの活動などを通じて外国の子どもたちとふれ合う機会の充実に努めます。

④土曜授業等の取組の推進

すべての県立高校において、土曜授業等を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、取組にあたっては、実施校以外の生徒や教員の参加を認めるなど、学校の枠を超えて切磋琢磨できるような環境づくりに努めます。また、子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組むすべての市町村を支援するなど、全県的に取組を推進します。さらに、学校法人における取組を支援します。

⑤県立高校の魅力づくり

各校の状況に応じた特色ある教育活動や、地域や地元企業等と連携した教育活動の実施など、学校裁量予算等を活用して県立高校の魅力化や特色づくりに取り組むとともに、全国からの生徒募集についても検討を進めます。

⑥ふるさと教育の推進

史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の様々な郷土の貴重な財産に触れ、その良さを感じる学習等を進めるとともに、地域をテーマとした探究学習や地域や地元企業等と連携した教育活動の充実を図り、「郷土とっとり」に愛着と誇りをもった人材の育成に取り組みます。

⑦学ぶ意欲が高まる教育の推進

社会で活躍している方や、創意あふれる活動を行っている方を講師としたり、そのような事例を学ぶ取組と、そのような活動を行ってみたいと考える生徒に対する資金面を含む支援を通じて、学習意欲や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組めます。

⑧キャリア教育の充実

社会的に自立する能力や態度を育て、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする高校生を育成するため、各学校の体系的なキャリア教育推進計画の作成支援等を行うスーパーバイザーの配置やキャリア教育を支援する企業を「鳥取県キャリア教育推進協力企業」に認定するなどして、全ての県立高校でキャリア教育を推進します。

⑨ICT活用教育の推進

ICTを活用して卓越した教科指導等を行うエキスパート教員の認定を行うなど、教員のICT活用指導力の向上等に努めるとともに、民間企業・大学等で構成するコンソーシアムを設立し、授業におけるICTの効果的な活用を進めます。また、ICTを活用した教材やエキスパート教員の授業映像を配信・共有することにより、県内の教員が学び、授業を高め合う仕組みを構築します。

⑩家庭教育の充実

市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組めます。

また、低所得世帯やひとり親家庭等の子どもの教育機会の確保のため、地域の協力などによる放課後や土曜日等を活用した学習支援の取組を支援します。

⑪教職員の多忙感解消

教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、業務改善に取り組んだモデル校の成果を他の学校に横展開し、教職員の加重負担・多忙感の解消に向けた取組を推進します。

(2) 安全、安心して通学できる学校づくり

⑫いじめ防止への取組の充実

学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムを開発・普及し、総合的ないじめ防止対策につなげるとともに、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。また、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を充実するため、児童生徒の取組の発表やポスター等の展示などを行うフォーラムを開催します。

⑬安心して学べる学校教育の推進

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組みます。また、子どもたちが安心してのびのびと学べる環境づくりを目指して、ソーシャルスキルトレーニング等を活用するなどして、学級づくり・人間関係づくりの取組を一層推進します。

⑭メディアとの正しい接し方の教育啓発の推進

インターネット端末の児童生徒の利用実態を調査し、児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からのメディアとの正しいつきあい方についても教育啓発を行います。

(3) 一人ひとりのニーズに対応した「特別支援教育の充実」

⑮手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、手話学習プログラムを作成し、各教科の内容と結び付けながら手話を学ぶ機会の拡大に取り組みます。

⑯障がい児への支援体制の充実

市町村と連携した障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、作業療法士等の配置により特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組みます。

⑰発達障がいの啓発と支援体制の充実

発達障がいのある児(者)の保護者への情報提供及び県民の皆さんへの発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

⑱特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に定着支援コーディネーターを配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。

(4) 健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」

⑲運動・スポーツ活動の充実

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、タレント発掘及び選手強化、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。また、子どもたちの運動意欲を引き出すため、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会を創出するとともに、体育学習や放課後等に地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。

⑳障がい児の文化芸術活動支援

障がい者芸術文化祭への参加を通じて得られた成果を生かすため、「あいサポート・特別支援学校合同文化祭」を開催し、障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。

㉑近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催

本県で初めて開催する「近畿高等学校総合文化祭」を生徒が中心となって運営し、主体性や協調性、企画力等を育むほか、障がいのある生徒とも文化活動の喜びを分かち合うなどして、県内各地の会場で生徒同士の交流を拡大するとともに、高校の文化部活動の充実・発展に取り組みます。

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

6 次年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、平成28年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成27年3月24日

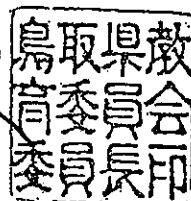
鳥 取 県 知 事

平井伸治



鳥取県教育委員会委員長

中島諒人



平成27年度協約 指標一覧

| 全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」 |
|---|
| ・学校支援ボランティアの登録者数が前年度を上回る。 |
| ・全国学力・学習状況調査において全国平均を上回るとともに、別紙に定める学力向上指標において前年度を上回る。 |
| ・各県立高校が毎年度当初に設定する学力向上の推進に係る指標を全ての学校で達成する。 |
| ・エキスパート教員の数が前年度を上回る。 |
| ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのスタートカリキュラムが編成されている小学校の割合を増加する。[目標値：80%] |
| ・英語指導力向上研修に教員等を参加させる公立学校数を増加する。 [研修参加率の目標値：小学校 50%，中学校 80%，高校 100%] |
| ・全ての県立高校で土曜日を活用した教育活動に取り組む。 ・15市町村で土曜授業等に取り組む。 |
| ・全ての県立高校で体系的なキャリア教育推進計画を作成する。 |
| ・教員のICT活用指導力調査において、教員のICT活用指導力が全国平均を上回る。 |
| 安全、安心して通学できる学校づくり |
| ・不登校児童生徒への指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合が前年を上回る。 |
| ・不登校の出現率が全国平均を下回るとともに前年度より低減する。 |
| 一人ひとりのニーズに対応した「特別支援教育の充実」 |
| ・教育センターが開催する全ての基本研修において手話の普及に取り組む。 |
| ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率を100%にする。 |
| 健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」 |
| ・鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定（A～Eの5段階）において、A又はBの割合が目標値を上回る。 [目標値：小5男子 50%，小5女子 55%，中2男子 50%，中2女子 65%] |
| ・国民体育大会での入賞（8位以内）が種目数で50種目、人数で120人を上回る。 [目標値：種目数 50種目 人数120人] |
| ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）が60人を上回る。 |
| ・近畿高等学校総合文化祭鳥取大会への参加・観覧者数の目標を15,000人とする。 |

[学力向上指標]

| |
|---|
| 学力調査の状況 |
| <p>(1) 全国学力・学習状況調査の実施教科において、前年度よりも最上位層の割合が全国の割合を上回り、最下位層の割合が全国の割合を下回る</p> |
| <p>(2) 全国学力・学習状況調査において、過去の問題と同一趣旨の問題の正答率について全国平均を上回った割合が前年度を上回る</p> |
| <p>(3) 全国学力・学習状況調査において、記述式の問題の無解答率について全国平均以下であった割合が前年度の割合より下回る</p> |
| 学び方の質・学習状況 |
| <p>(4) 意欲、授業に向かう姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学） ・「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加 ・「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加 ・「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校、教員の増加 |
| <p>(5) 体験活動・読書活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加 ・「全校一斉読書に取り組む」学校の増加 ・「読書が好きである」児童生徒の増加 |
| <p>(6) 家庭における学習等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加 ・「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加 ・「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加 |
| 豊かに生きる共に生きる力の状況 |
| <p>(7) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 ・「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」児童生徒の増加 ・「ボランティア活動に参加している」生徒の増加 |
| <p>(8) 進路に向けた意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 ・「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加 |
| <p>(9) 地域社会への参画状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の行事に参加している」児童生徒の増加 ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」児童生徒の増加 |

第55回・第56回関西広域連合委員会及び第8回関西広域連合協議会 について

平成27年5月20日
企 画 課

3月27日(金)に大阪市内(大阪府立国際会議場)で開催された「第55回関西広域連合委員会」、4月23日(木)に大阪市内(リーガロイヤルNCB)で開催された「第56回関西広域連合委員会」及び「第8回関西広域連合協議会」の開催結果は、次のとおりです。

第55回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成27年3月27日(金) 13:00~16:20
- 2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、植田副委員(大阪府)、林副委員(鳥取県)、熊谷副委員(徳島県)、藤田副委員(京都市)、狭間副委員(堺市)、鳥居副委員(神戸市)、村上局長(大阪市)

3 概 要

〔説明事項〕

① 関西圏域の展望研究会中間報告について

「関西圏域の展望研究会」の五百旗頭(いおきべ)座長より、関西圏域の展望研究の中間報告としての説明を受け、今後の最終とりまとめに向けての意見交換を行った。

〔関西圏域の展望研究会〕

災害に強い国土形成の観点で踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域が、それぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組む仕組みのあり方等を研究し、関西圏域の今後を展望することを目的として平成26年9月に設置されたもの。

② 高浜原発3・4号機の新規制基準適合性審査結果について

2月12日に原子力規制委員会で決定された高浜原発3・4号機の設置変更許可に関連し、新規制基準の適合性に係る審査結果について原子力規制庁から説明を受け、意見交換を行った。また今後、避難対策や30km圏外の対策について国からの説明を求めていくことを確認した。

〔協議事項〕

① 広域スポーツの振興(規約改正)について

関西広域連合として「スポーツ」と「観光及び文化」の振興を一体的な政策目標として取り組むため、「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する規約改正を行うこととし、改正案が確認された。

〔規約改正の概要〕

広域連合が処理する事務の「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記し、具体的な事務の内容として、次を追加する。

・スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

② 関西広域連合の事務拡充について

各団体からの事務・事業等の持ち寄りの一定の効果が期待できるものとして本部事務局から4項目が提案され、今後、事務・事業等の持ち寄りの可能性について検討を具体的に進めていくこととした。

〔持ち寄りを検討する事務〕

- ・資格試験・免許等の事務(毒物劇物取扱者試験、旧薬事法に係る登録販売者試験、刈ニギ 師免許・試験)
- ・消費生活相談員研修
- ・特定商取引法に係る事業者指導・処分等事務
- ・動物取扱責任者研修

第56回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成27年4月23日(木) 15:53~17:30
- 2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、平井委員(鳥取県)、竹山委員(堺市)、植田副委員(大阪府)、熊谷副委員(徳島県)、塚本副委員(京都市)、鳥居副委員(神戸市)、宮崎知事室長(和歌山県)、上田総務局長(大阪市)

3 概 要

〔協議事項〕

① 夏の電力需給対策について

関西電力(株)香川副社長から、関西電力としての今夏の電力需給の見通しと対策について説明が行われた。あわせて、関西広域連合としての今夏の電力需給対策について協議され、府県民・事業者への節電の呼びかけや、関西電力、国への要請を行うことについて了承された。

② 原子力安全・防災体制の構築に向けた申入れ **資料1**

関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働等の動きを踏まえ、関西広域連合として昨年12月25日に国に対して申し入れを行ったところであるが、前回の申し入れのうち十分な対応が図られていない点等のほか、委員会前日の4月22日に改定された原子力災害対策指針の内容を踏まえ、再度、国に対して申し入れを行うことが了承された。

③ 地方分権改革に関する提案募集への対応について

内閣府が実施している地方分権改革に係る提案募集について、関西広域連合としての提案候補が説明され、今後、提案候補について内閣府との事前相談を行っていくことが了承された。

④ 広域計画の改定について **資料2**

現在、各構成府県市で広域連合規約に定める事務の「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する規約改正を行うための手続きを進めているところであるが、合わせて作業を進めるスポーツ振興に係る広域計画の改正について事務局から改正案が示され、了承された。

【今後のスケジュール (予定)】

- ・平成27年5月1日～21日 パブリックコメントの実施
- ・平成27年6月 連合議会(全員協議会)に改定案を報告
- ・平成27年7月 成案を連合議会(7月臨時会)に上程

⑤ 広域観光周遊ルート形成計画の公募について

国土交通省が現在公募を行っている「広域観光周遊ルート形成計画」について、今後、関西広域連合としてルート案を作成の上、応募することが了承された

第8回関西広域連合協議会

1 日時 平成27年4月23日(木) 12:30～14:45

2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、平井委員(鳥取県)、竹山委員(堺市)、植田副委員(大阪府)、熊谷副委員(徳島県)、塚本副委員(京都市)、鳥居副委員(神戸市)、宮崎知事室長(和歌山県)、上田総務局長(大阪市)

3 概要

広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、民間委員で構成される協議会委員と連合委員との意見交換を行ったもの。

<協議会での主な発言>

○森詳介協議会委員(関西経済連合会会長)

関西経済連合会では「関西広域観光戦略」を策定しており、現在、その推進体制について検討しているところであるが、関西広域連合でも是非、一緒に検討していただきたい。

○中田丑五郎・協議会委員(徳島県町村会)

関西各地で展開されている日本を代表するような文化イベントを東京オリンピックの文化プログラムとして実施できるよう、関西広域連合としても積極的に取り組んでいただきたい。

○波床正敏・協議会委員(大阪産業大学教授)

高速鉄道網の整備は、東京を中心とする圏域と比べ、大阪を中心とする圏域では遅れており、連合として積極的な取り組みが必要である。

○平井委員(鳥取県)

- ・時代に合わせた関西の観光ルートがまだ確立されておらず、急いでやらなければならないということを認識して進めていく必要がある。ジオパークがユネスコの正式プログラムに位置付けられ、世界遺産と同列に扱われる方向となっており、ジオパークは今後、良いツールとなりうる。
- ・東京オリンピックに向けた文化事業については、障がい者の文化芸術なども検討してはどうかと考える。
- ・関西には高速鉄道が一本しかなく、北陸新幹線、それから山陰新幹線や四国新幹線といった鉄道網を真剣に考える時期にきている。

原子力防災対策に関する申し入れ

関西広域連合では、関西電力高浜発電所3・4号機の再稼働や同1・2号機の運転期間延長に向けた動きが進む中、昨年12月25日、国に対し、これらに関する課題について、申し入れを行った（以下、「前回申し入れ」という。）。

その後、3・4号機に関し原子力規制委員会において審査書がとりまとめられ、3月27日の広域連合委員会において、原子力規制庁からこれに関する説明を聴取した。また、昨日、原子力災害対策指針の改定が行われたが、実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった。

前回申し入れのうち、十分な対応が図られていない部分もあり、加えて、新たな課題も生じている。

については、下記の事項について、国において早急に対応されることを求める。

なお、これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。

記

- 1 PAZ、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築すること。
- 2 原子力発電所の再稼働は、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること。そのなかで同意を求める範囲等、立地自治体及びPAZ、UPZ区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 3 上記2点並びにSPEEDI等の予測を活用した避難やUPZ圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等、これまで関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい。

平成27年4月23日

関西広域連合

| | | |
|-------|---------|----------|
| 連 合 長 | 井 戸 敏 三 | (兵庫県知事) |
| 副連合長 | 仁 坂 吉 伸 | (和歌山県知事) |
| 委 員 | 三日月 大 造 | (滋賀県知事) |
| 委 員 | 山 田 啓 二 | (京都府知事) |
| 委 員 | 松 井 一 郎 | (大阪府知事) |
| 委 員 | 平 井 伸 治 | (鳥取県知事) |
| 委 員 | 飯 泉 嘉 門 | (徳島県知事) |
| 委 員 | 門 川 大 作 | (京都市長) |
| 委 員 | 橋 下 徹 | (大阪市長) |
| 委 員 | 竹 山 修 身 | (堺市長) |
| 委 員 | 久 元 喜 造 | (神戸市長) |

広域計画の改定について（案）

平成 27 年 4 月 23 日
本 部 事 務 局

1 改定の内容

2 広域観光・文化・スポーツ振興

(スポーツ振興)

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催を契機とする生涯スポーツの気運の高まりを継続的なものとするため、関西における生涯スポーツの振興による元気で活力のある健康長寿社会を実現し、スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大、定住促進などの地域の活性化を強力に進める必要がある。

このため、広域スポーツの振興について、以下の重点方針に基づき取り組む。

<重点方針>

(1) 「広域スポーツ振興ビジョン(仮称)」の策定

広域連合として取り組むべきスポーツ振興施策を明確にし、ライフステージに応じたスポーツ活動を振興するため、関西が一体となった取組の方向性を示した「広域スポーツ振興ビジョン(仮称)」を策定する。

(2) 関西における広域的、国際的スポーツ大会の招致及び開催支援

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 や関西マスタースポーツフェスティバルなど、関西における広域的、国際的なスポーツ大会の招致及び開催に向けた国への財政支援要望や広報活動を行う。

(3) 国際スポーツ大会キャンプ地等の誘致支援

東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 など国際スポーツ大会の事前キャンプ地等の誘致支援を行う。

【構成団体が行う事務】

「広域スポーツ振興ビジョン(仮称)」を共有し、広域連合の一員として一体的な取組を展開するとともに、各地域で開催する事業等については、引き続き構成団体が行う。

8 その他広域にわたる政策の企画調整等

(1) 広域にわたる政策の企画調整

1～7に定めるもののほか、第4に定める「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現に向け、構成団体の協力の下、関西を生涯スポーツの先進地域として発信する関西ワールドマスタースゲームズ 2021 や関西マスタースポーツフェスティバルへの支援など、関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を引き続き積極的に行う。

2 スケジュール

| | |
|-----------------|---|
| 平成 27 年 4 月 | 連合委員会に事務局案を報告 |
| 平成 27 年 4 月～5 月 | パブリックコメントの実施 構成府県市議会、広域連合協議会への報告 連合委員会で改定案を決定 |
| 平成 27 年 6 月 | 連合議会(全員協議会)に改定案を報告 |
| 平成 27 年 7 月 | 成案を連合議会(7月臨時会)へ上程 |

関西広域連合の概要

1 関西広域連合の設立趣旨(ねらい)

① 分権型社会の実現へ！

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開く。

② 関西全体の広域行政を担う責任主体づくりを！

東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急医療体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開。

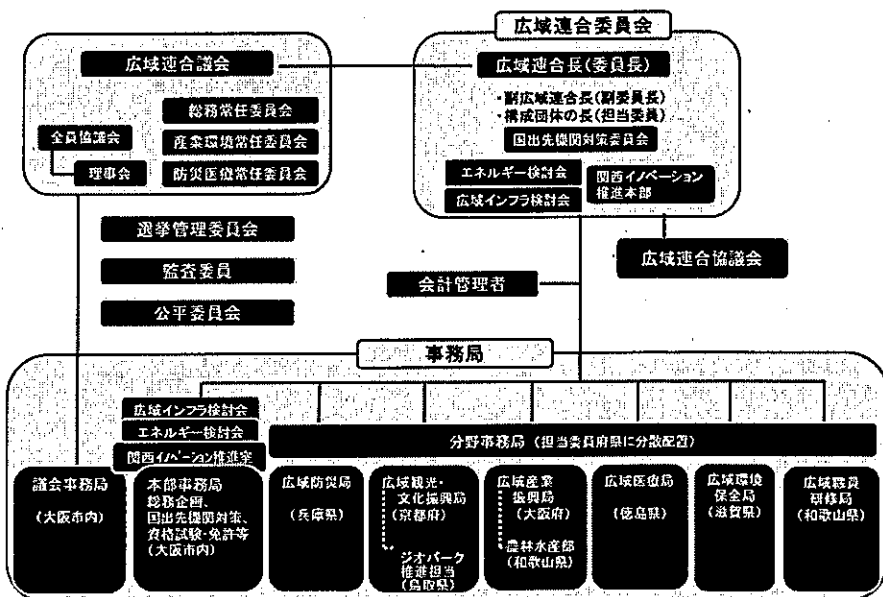
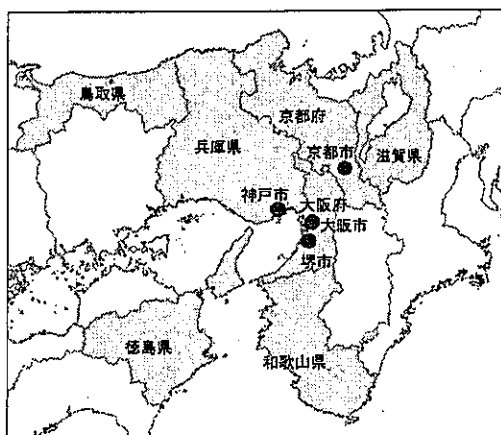
③ 国の出先機関の事務の受け皿づくり！

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指す。

2 組織概要

(1) 設立日：平成22年12月1日

(2) 構成団体：関西の2府5県4政令市



(3) 広域連合委員会：例規や広域計画、予算・決算等、広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するにあたり、構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体の長が事務分野毎の「担当委員」として執行責任を担う仕組みとして設置。関西広域連合独自の組織であり、合議による組織運営を行っている。

(4) 実施事務【担当】

| | |
|-----------------------------------|---|
| 広域防災【兵庫県・神戸市】 | 関西全体の連携で防災力を高め、住民の安全と安心をもたらす |
| 広域観光・文化振興【京都府・京都市、鳥取県(ジオパーク推進担当)】 | 戦略的な観光・文化振興で、さらに魅力ある関西を創出(ジオパーク活動の推進を含む) |
| 広域産業振興【大阪府・大阪市・堺市】 | 関西ワイドの産業振興により、アジアの中での競争力を高める |
| 広域医療【徳島県】 | 関西全体で広域救急医療連携の更なる充実に取り組み、「安全・安心の医療圏「関西」」の実現を目指す |
| 広域環境保全【滋賀県】 | 関西全体で広域の環境保全に取り組み、「環境先進地域「関西」」を目指す |
| 資格試験・免許等【本部事務局】 | 資格試験・免許等の一元化により、事務の効率化を目指す |
| 広域職員研修【和歌山県】 | 広域的な視点を持つ職員を育成し、業務執行能力の向上を図る |

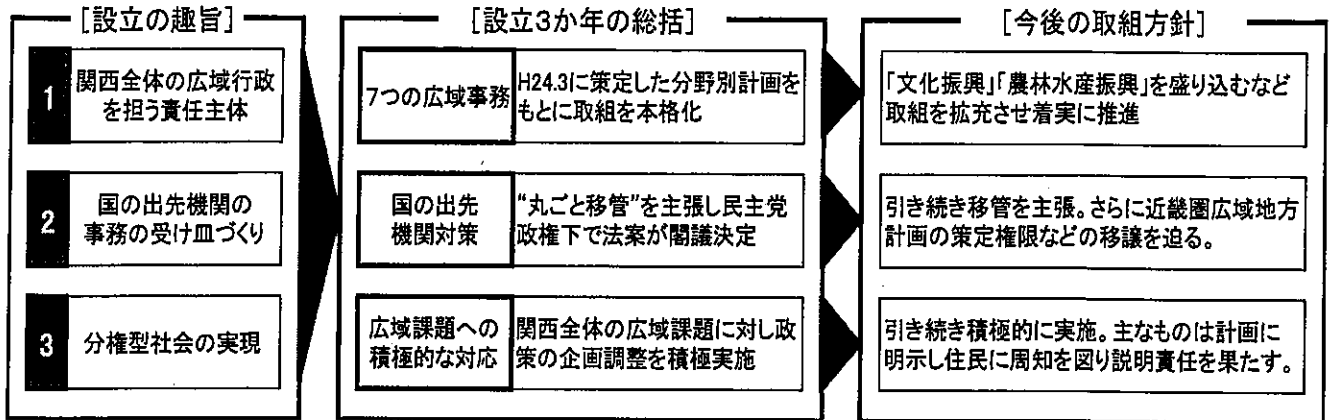
※鳥取県は、関西広域連合の7つの実施事務のうち、「広域医療」「広域観光・文化振興」「広域産業振興」の3分野に参加

(5) 広域連合議会：広域連合の議決機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を行う（普通地方公共団体の議会と同様の権限を有する）。議員は、構成団体の各議会の議員から選挙。

(6) 広域連合協議会：広域連合の運営や関西の目指すべき将来像等について幅広く意見を聴取するため、有識者等の委員で構成される広域連合協議会を設置し、定期的に意見交換を実施。

関西広域連合広域計画の概要 (計画期間：平成26年度～平成28年度)

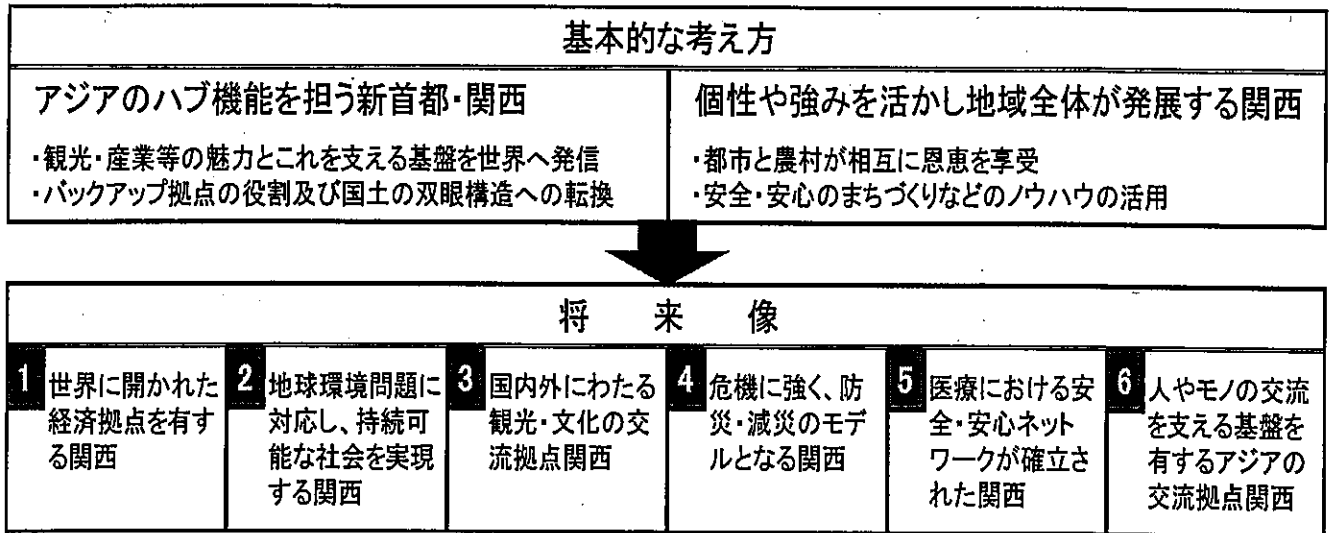
第1 広域計画の改定にあたって



第2 広域計画の期間及び改定 H26～28の3年間(広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定)

第3 広域計画の対象区域 構成団体の区域(鳥取県及び構成指定都市は参加事務に応じて区域除外)

第4 広域連合が目指すべき関西の将来像



第5 実施事務の対応方針及び概要

(広域事務)

| 広域事務名 | 重点方針 | |
|--------------|---|--|
| 広域防災 | <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模広域災害を想定した広域対応の推進 ② 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進 ③ 防災・減災事業の推進 | |
| 広域観光 文化振興 | 観光 | <ul style="list-style-type: none"> ① 『関西観光・文化振興計画』の推進 ② 「KANSAI」を世界に売り込む ③ 新しいインバウンド市場への対応 ④ 的確なマーケティング戦略による誘客 ⑤ 安心して楽しめるインフラ整備の充実 ⑥ 推進体制の充実 |
| | 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ① 関西文化の振興と内外への魅力発信 ② 連携交流による関西文化の一層の向上 ③ 関西文化の次世代継承と人材育成 ④ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境(プラットフォーム)づくり |

| | | |
|----------|-------|---|
| 広域産業振興 | 産業 | ① 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化 ② 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化 ③ 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化 ④ 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成 |
| | 農林水産業 | ① 地産地消運動の推進による域内消費拡大 ② 食文化の海外発信による需要拡大 ③ 国内外への農林水産物の販路拡大 ④ 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化 ⑤ 農林水産業を担う人材の育成・確保 |
| 広域医療 | | ① 『関西広域救急医療連携計画』の推進 ② 広域救急医療体制の充実 ③ 災害時における広域医療体制の整備・充実 ④ 新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築 |
| 広域環境保全 | | ① 『関西広域環境保全計画』の推進 ② 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進 ③ 自然共生型社会づくりの推進 ④ 循環型社会づくりの推進 ⑤ 環境人材育成の推進 |
| 資格試験・免許等 | | ① 資格試験・免許等事務の着実な推進 ② 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討 |
| 広域職員研修 | | ① 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上 ② 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成 ③ 研修の効率化 |

(その他広域にわたる政策の企画調整等)

| | |
|----------------|--|
| 広域にわたる政策の企画調整 | 基本的な政策の企画及び調整に関する事務を引き続き積極的に行う (一定の組織体制の下、取組を進めるもの) ①広域インフラのあり方 ②エネルギー政策の推進 ③特区事業の展開 |
| 地域の振興計画の策定及び実施 | 新たな広域行政課題が発生し、計画的な対応が必要となった場合、地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務を行う |

(事務の順次拡充)

| | |
|---------|--|
| 事務の順次拡充 | 都市と農村の交流などの地域活性化策、大学間連携などの高度人材育成・確保策、統計・情報分析、行政委員会事務の共同化、公設試験研究機関の連携の強化、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理など、基本方向や可能性を検討 |
|---------|--|

第6 国の事務・権限の移譲

| | |
|-------------|--|
| 国の出先機関の地方移管 | ① 引き続き経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の丸ごと移管を求める ② 実績を積み重ね、8府省15系統の国の出先機関の地方移管を目指す |
| 国の事務・権限の移譲 | 近畿圏広域地方計画の策定権限など、地方に委ねるべき国の事務・権限の移譲を求める |
| 国の道州制検討への対応 | 国主導で中央集権型道州制を押しつけられることのないよう地方分権改革を推進する立場から国に提言 |

第7 広域連合のあり方

| | |
|--|---|
| <p>〔住民、市町村及び民間等との連携〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民に対する情報発信 構成団体内市町村との情報共有 官民連携による推進 | <p>〔広域連合の今後の方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政評価制度による政策目標・指標のPDCAサイクルの実施 ○既存組織の活用や外部機関による監査体制の構築を検討 ○国の事務・権限が大幅に移譲された際のガバナンス強化を検討 ○将来の広域行政システムのあり方の評価・検討 ○連携団体(奈良、福井、三重)の広域連合への全面加入又は一部加入の促進 |
|--|---|

第8 計画の推進 広域計画と分野別計画の一体的な推進及び必要に応じた見直し

全国知事会議の概要について

平成27年5月20日
企 画 課

平成27年4月20日（月）に開催された全国知事会議の概要は次のとおりです。

1 日時及び場所

日時 平成27年4月20日（月）午後4時～
場所 東京都内（都道府県会館）

2 会議の概要

(1) 全国知事会長の選任

山田会長（京都府知事）の任期満了に伴う会長選挙の実施にあたり、予め会長候補者として届出があったのは山田会長1名のみであったことから、山田会長が無投票で全国知事会長に選任（再選）された。

(2) 地方創生及び平成28年度の地方財政に係る論点について

各自治体において総合戦略の策定作業が進むとともに、国においても地方創生基本方針、骨太方針の策定に向けた検討が進められている中、地方創生を巡る諸課題について活発に意見交換が行われ、特に地方創生に係る財源（新型交付金を含む）の確保を求める意見が相次いだ。

全国知事会として、5月に提言をとりまとめるとともに、7月の全国知事会議に向け、地方創生対策本部を中心に意見集約を行っていくことを確認した。

また、地方創生に係る財源について、プライマリーバランスの黒字化を理由として地方交付税総額を圧縮しようとする動きがあることから、「まち・ひと・しごと創生事業費」をはじめとする一般財源総額と今後創設が期待される新型交付金を含めた地方創生に係る財源の確保方策を夏の全国知事会議までに示していくことを確認した。

<主な意見>

- ・地域間のインフラ格差の是正が必要であり、地方創生の実現に向けたハード整備も重要である。
- ・新型交付金の確保は今が正念場。補正予算では心理的プレーキがかかるため、しっかりと当初予算で恒久財源を確保しなければならない。
- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」と新型交付金との棲み分けについてしっかりと議論すべき。経常的な取組に対しては交付税を、地方創生を深化させる、隘路を解消する取組を一定期間集中して取り組む財源として交付金をあてるべき。
- ・自由度の高い交付金にばかり注目するのではなく、交付税の確保こそが重要であり、認識を共有すべき。

(3) 農地転用権限の移譲等に伴う制度の適切な運用について **資料1**【地方分権推進特別委員会（平井知事＝委員長）】

昨夏にとりまとめた地方六団体提言を踏まえ、農地転用許可権限の地方への移譲が実現したことを受け、今後地方は農地の総量を確保するとともに農地転用許可権限の適切な運用を求められることになることから、改めて全国知事会として地方六団体提言の趣旨を踏まえ事務にあたっていくことを確認した。

(4) 東日本大震災からの復興支援について

集中復興期間が平成27年度をもって終了するとともに、平成28年度以降の復興財源の一部について地元負担を求めることが議論されていることを踏まえ、集中復興期間の延長及び特例的な財政支援の継続等について緊急に要請していくことを確認した。

(5) マイナンバー制度に関する要請について **資料2**

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度について、国民の理解が十分ではない状況等を踏まえ、制度の円滑な導入を図るため国民に対する周知・広報を早急に強化すること、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するためマイナンバー制度の運用開始にあわせ注意喚起や情報提供を行うとともに監視体制を確保すること、あわせて地方公共団体や民間事業者向けの説明会や研修会の開催、マニュアルの作成、説明会や研修会への講師の無償派遣を国に要請していくことを確認した。

「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について（申し合わせ）

平成27年4月21日

全国知事会

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が今国会に提出された。この法案では、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、4ha超の転用の場合の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲することとされている。

この権限移譲は、平成26年8月5日、地方六団体を取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、地方六団体提言という。）を国が受け止め、決断したものであり、地方は地方六団体提言の趣旨を踏まえて着実に事務を実施し、その実績が今後の地方分権改革の推進力となるようにしなければならない。

このため、地方として移譲された事務の実施状況を検証していくが、新たな方式による事務の処理のスタートに先立って、以下の点をはじめ、地方六団体提言の趣旨を踏まえて取組みを行うことを確認し、申し合わせる。

1 農地転用許可権限等（ミクロ管理）

- 今回の農地転用許可権限の移譲に当たっては、法令に違反した事務処理の懸念が指摘されているところであり、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の基準に従った適正な運用を徹底する。疑義のある場合は、国が作成することとされている事例集やブロック単位で設けられている国と地方の間の定期的な意見交換の場等を適切に活用するほか、都道府県間でも情報交換に努める。
- 移譲された権限を適切に執行して、転用事務手続の迅速化を図り、

機動的な対応を行う。これにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める。

- 全国市長会、全国町村会では、「指定市町村」の指定要件に該当する市町村においては「指定市町村」としての指定に向けて取り組むこと等を確認しているが、これら市町村を適切に支援していく。

2 農地の総量確保（マクロ管理）

- 国の目標面積案等に対しては、市町村の意見を踏まえた上で、農地の確保に資する施策の効果、地域特性等を適切に反映した意見を提出する。また、市町村の意見提出についても適切な支援を行う。
- 国の目標面積案等と意見に相違がある場合、個々の農地や農村の実態の観点のほか、食料の安定供給等の観点からも農地の確保に資する施策の効果等について国・都道府県・市町村の代表者による協議の場も活用し十分に議論を尽くし、国と地方が双方の立場で納得できる点を見出す。
- その上で、設定された目標面積の達成については、地方も責任をもって、担い手の確保や農地の集積・集約化、耕作放棄地対策等の施策により、農振農用地の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組む。
- 上記と並行して行うこととされている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る地方六団体提言の実効性の検証には積極的に参画し、今後の制度設計への反映を目指す。

マイナンバー制度に関する要請

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については、マイナンバーの付番・通知が本年10月に差し迫っているにもかかわらず、国民の理解が十分とは言えない状況である。

また、マイナンバー関連事務を担う地方公共団体や民間事業者においても、マイナンバー制度の導入に向けた作業を進めているところであり、制度の導入時期まで滞りなく進められるように去る3月10日に開催された地方公共団体情報システム機構の代表者会議において、当会議の委員である全国市長会及び全国町村会の代表者から、国に対して研修会等の支援を求める意見があったところである。

そこで、マイナンバー制度のスタートを目前とした今、制度の円滑な導入を図るため、次の事項について緊急に要請する。

- マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「通知カード」の取扱いや「個人番号カード」の取得等において混乱が生じ、普及、定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要やメリット等に加え、「個人番号カード」の取得等に必要となる手続きや注意すべき事項等についても、導入スケジュールと併せて早急に周知・広報を強化すること。
その際には、若者から高齢者までの各階層及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うこと。
- マイナンバー制度の運用開始に合わせ、行政機関をかたった不正な勧誘、マイナンバーに関連した悪質商法や、マイナンバーや個人情報を騙し取るフィッシング詐欺等が発生するおそれがあるため、消費者庁をはじめとする関係省庁とも連携し、様々な注意喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。
- マイナンバー制度の円滑な導入には、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解、システム改修やこれに伴う整備費用、また、体制の整備が必要となることから、必要な財政措置を講ずるとともに、準備状況を勘案し、所管省庁も参加した説明会や研修会の開催及びマニュアルの作成を行うこと。
なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会についても、講師を無償で派遣すること。

平成27年4月20日

全国知事会 会長
京都府知事 山田 啓二

全国知事会 情報化推進プロジェクトチームリーダー
徳島県知事 飯泉 嘉門

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の立ち上げについて

平成 27 年 5 月 20 日
企 画 課

地方創生に積極的に取り組む 12 県で「日本創生のための将来世代応援知事同盟」を結成し、4 月 20 日（月）に東京で立ち上げ式を行いました。

《日本創生のための将来世代応援知事同盟について》

【コンセプト】

- ・人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変える。
- ・独自の発想と実行力を持ち、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動する。

【加盟県】

宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県（計 12 県）

【実践テーマ】

- ・女性や若者など多様な人材が地方で活躍できる社会づくり
- ・「結婚」から「子育て」まで切れ目ない支援のあり方

1 立ち上げ式の開催

- (1) 日 時：平成 27 年 4 月 20 日（月）15 時 15 分～15 時 45 分
- (2) 場 所：都道府県会館 4 階 402 会議室
- (3) 出席者：加盟県の知事（宮城県、福島県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県の 10 県知事） ※滋賀県及び宮崎県は欠席
- (4) 内 容：趣旨説明（阿部長野県知事）
来賓挨拶（石破地方創生担当大臣）
各県知事スピーチ
「宣言文」発表（別紙のとおり）
記者会見

2 今後の予定

- (1) 共同政策研究に基づく実践と国への提言
 - ・社会全体で若い世代を支援するための先進事例の共有と具体的な実践
 - ・税制、社会保障制度などに関する、新たな法整備、法改正を含む国への政策提言
- (2) 「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in おかやま」の開催
 - ・日 時：平成 27 年 5 月 23 日（土）8 時 50 分～12 時 30 分
 - ・場 所：岡山県立美術館ホール
 - ・参加者：同盟加盟県知事 12 名、県内外関係者、一般参加者など 約 200 名
 - ・内 容：日本創生のための将来世代応援知事同盟キックオフ宣言、各県知事からの地方暮らしの呼びかけ、記念講演、結婚から子育てをテーマに各県知事らによるフリートーク等
- (3) 共同事業
 - ・子育て応援企業表彰
- (4) 情報発信
 - ・同盟専用ホームページによる情報発信

日本創生のための将来世代応援知事同盟 設立宣言

我が国では人口減少が急速に進み、東京への一極集中の流れが止まらない。

このままでは、国全体の活力は失われ、
国家としての存立が危ぶまれる。

我が国の将来を担う若い世代、すなわち「将来世代」が地方で暮らし、結婚・出産・子育てできる社会の実現が焦眉の急である。

暮らし方、働き方などに対する価値観の転換が必要である。
社会全体で若い世代を支援する体制が必要である。

政府は、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、「地方創生」への取組を、断固たる決意を持って開始した。

これが、我が国の活力と繁栄を取り戻す最後のチャンスである。

これまで、我々は、高い志と強烈な危機感を胸に、子育て支援策の充実に取り組んできた。

今こそ、現状の枠組みにとらわれない新たな視点から、行政、企業、そして地域全体で、将来世代を支える社会を実現するため、知恵を結集し行動しなければならない。

人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変える！
我々が独自の発想と実行力を持ち、若い世代が希望をかなえられる社会を実現する！

ここに我々は、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の設立を宣言する。

とっとり県民活動活性化センターの公益財団法人化について

平成27年5月20日
鳥取力創造課

1 概要

一般財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」と言う。）は、平成26年1月から倉吉市を拠点として全県にわたって活動しており、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、平成27年4月1日付けで公益財団法人として認定された。

2 公益認定による利点

(1) 社会的信用の向上

- ・都道府県が公益認定及び監督することにより、センターの社会的信用が向上する。
- ・また民間有識者からなる鳥取県公益認定等審議会が審査を行うことにより、中立性、公益性公共性の高い法人として認知される。

(2) 税制上の優遇措置

- ・公益目的事業が原則非課税になる。
- ・センターに寄付金控除が適用される。

※公益財団法人に寄附をした場合の優遇措置

【個人の場合】

＜所得税＞（寄附金額－2,000円）を所得金額から控除

＜個人住民税＞（寄附金額－2,000円）×10%（岩美町は4%）を個人住民税額から控除

＜相続税＞相続財産を寄附した場合、相続税が非課税

【法人の場合】

＜法人税＞（所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%）×1/2を限度として損金算入

3 公益認定の要件

公益法人認定法（平成18年法律第49号）第5条に適合していると認められる旨、鳥取県公益認定等審議会より平成27年2月12日付けで答申された。

| 項目 | 主な公益認定の基準 | 適合性 |
|-----------|--|---|
| 法人の主たる目的 | 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること | より良い社会の形成の推進や地域社会の健全な発展を目的とする事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり適合。 |
| 収支相償 | 公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること | 公益目的事業に係る収入が適正な費用を償う額を超えておらず適合。 |
| 公益目的事業費率 | 全体の事業に占める公益目的事業の比率（公益目的事業比率）が50%以上と見込まれるものであること。 | 公益目的事業比率は83.9%となり、50%以上となることから適合。 |
| 遊休財産の保有制限 | 遊休財産の額が公益目的事業会計の経常費用の額（保有上限額）を超えないこと。 | 遊休財産額が保有上限額を超えておらず適合。 |

4 これまでの経緯

- 平成26年1月23日 センターが一般財団法人として設立
 平成27年1月7日 センター第2回理事会第1号議案にて、公益認定に係る理事会の合意
 1月22日 センターから県に対して公益認定申請書を提出
 1月28日 県鳥取力創造課から鳥取県公益認定等審議会に対し公益認定の諮問
 2月12日 鳥取県公益認定等審議会から県に対し公益認定に適合する答申
 3月24日 県からセンターに対する公益の認定
 4月1日 名称変更（一般財団法人から公益財団法人）に係る変更の登記

<参考：公益財団法人と一般財団法人の比較>

| 区分 | 公益財団法人 | 一般財団法人 |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| 設立手続き | 都道府県庁又は内閣府に公益認定申請し、都道府県又は内閣府が認定 | 設立登記のみ |
| 監督 | 都道府県庁又は内閣府 | なし |
| 許認可 | 公益性認定 | なし |
| 社会的信用 | 高い | 低い |
| 課税 | 原則非課税・公益目的以外課税 | 全所得課税と収益事業課税に区分 |
| 寄付金優遇 | あり | 無し |
| 報告 | 毎年度行政庁に提出 | なし |
| 法人格取消し | 公益性不認証で一般財団法人へ | 休眠の場合解散 |

【センターの概要】

(1) 目的

ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、企業、行政、自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び、持続可能な活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ア 県民の社会参画機会を促進する事業
- イ ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を担う団体等を支援する事業
- ウ ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に関する人材育成、ネットワーク促進、情報収集・発信調査・政策提言、価値創出のための事業
- エ 多様な主体が参加する協働・連携を促進・支援する事業
- オ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 設立者 県及び全市町村

(4) 基本財産拠出額 県(300万円)、市町村(人口割りで市町村合計150万円) 総計450万円

(5) 評議員 深澤義彦、平井伸治、藤縄匡伸、本城守、松本昭夫

(6) 役員

理事 佐々木千代子、岡崎隆司、田原明夫、中川玄洋、新名阿津子、松田暢子、毛利葉、山根到(理事長)、渡部万里子

監事 西谷隆博、藤本英興

(7) 事務所

所在地 倉吉市山根557番地1 パープルタウン2階

(8) 事務局体制

平成27年4月1日現在以下の6名体制。今後非常勤職員を年度内に1名採用予定。

<現行の事務局体制>

毛利 葉(事務局長)、寺坂 純子(主任企画員)、椿 善裕(企画員)、谷 祐基(書記)、池淵 菜美(書記) 尾崎 可愛(非常勤)、

とっとり創生支援センターの開設について

平成27年5月20日
鳥取力創造課

1 概要

地方創生の推進に向けて、県と公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「活性化センター」という。）は、民間団体等による地方創生に資する取組を支援し、官民一体となった取組を推進することを目的とした「とっとり創生支援センター」（以下「支援センター」という。）を、平成27年4月1日、県東部・中部・西部の3箇所共同設置し、支援を開始した。

2 目的

地方創生の推進に向けて、民間団体等による地方創生に資する取組を支援し、官民一体となった取組を推進する。

3 体制

県東部・中部・西部にそれぞれ支援センターを設置し、活性化センターと県とが共同して管理運営する。

| 名称 | 設置場所 | 職員 |
|----------------|--|----------------------|
| 東部とっとり創生支援センター | 県庁地域振興部東部振興監東部振興課内（鳥取市東町） | 東部振興課職員及び活性化センター職員1名 |
| 中部とっとり創生支援センター | 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター事務所内（倉吉市山根、パープルタウン） | 中部振興課職員及び活性化センター職員1名 |
| 西部とっとり創生支援センター | 県西部総合事務所地域振興局西部振興課内（米子市糺町） | 西部振興課職員及び活性化センター職員1名 |

4 開所時間

- (1) 東部及び西部 平日午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 中部 平日午前10時から午後6時まで

5 事業内容

- (1) 相談窓口における民間団体等からの相談や提案への対応
- (2) 出張による地域における民間団体等からの相談や提案への対応
- (3) 民間団体等への個別支援

【事業実施状況】

平成27年4月末時点で、地方創生にかかる相談件数 50件

<主な相談内容>

- ・NPO法人の設立やプロジェクトの立ち上げに関すること
- ・助成金の活用など資金調達に関すること
- ・行政との協働に関すること など

